

災害時における情報の収集伝達に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本アマチュア無線連盟高知県支部（以下「乙」という。）とは、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）及び電波法（昭和25年法律第131号）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達（以下「非常通信」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高知県内において災害（基本法第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に所属する会員のうち、この協定による活動を行う会員（以下「協力会員」という。）による非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めることを目的とする。

（業務遂行の基本）

第2条 この協定による協力会員の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、高知県内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の非常通信について、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲から要請があった場合、乙は所属する協力会員に協力を要請する。

3 乙から要請を受けた協力会員は、非常通信に協力することができるものとする。

（協力要請の手続）

第4条 前条第1項の規定により乙に協力を要請する場合の手続きは、高知県危機管理部危機管理・防災課が担当する。

2 前項の要請の手続きはメール又は口頭により行い、事後に書面を提出するものとする。

（情報収集の内容）

第5条 乙は、協力会員により、確認された次の事項を口頭又は書面で、甲に報告を行うものとする。

- （1）災害発生の場所及び状況
- （2）被災者の発生状況及び救護状況
- （3）住民の避難状況
- （4）道路情報及び交通機関の運行状態
- （5）その他必要と認められる事項

（活動場所の指定）

第6条 乙は、甲の管理する施設内で非常通信を行う場合は、甲の指定する場所において、活動するものとする。

（補償等）

第7条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受けた場合は、協力会員に対して損害保険に加入させるものとする。

2 前項の加入人数、保険期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に係る費用は、甲が負担するものとする。

（通信訓練等）

第8条 甲乙は、災害時における非常通信の訓練を実施する場合、相互に協力するものとする。

（名簿の提出）

第9条 乙は、協力会員の名簿を作成し、毎年、甲に提出するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、甲乙いずれからもこの協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了した場合も同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月28日

甲 高知県
高知県知事

乙 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 高知
支部長